

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第33号

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例

看護職員修学資金貸付条例（昭和37年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第7条第1項</u>に規定する<u>児童福祉施設のうち重症心身障害児施設</u></p> <p>エ 児童福祉法第7条第6項に規定する<u>独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの</u></p> <p>オ・カ [略]</p> <p>キ 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第25項</u>に規定する介護老人保健施設</p> <p>ク～サ [略]</p> <p>(5) [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2第3項</u>に規定する<u>指定医療機関のうち、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの</u></p> <p>エ 児童福祉法<u>第42条第2号</u>に規定する<u>医療型障害児入所施設</u></p> <p>オ・カ [略]</p> <p>キ 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第27項</u>に規定する介護老人保健施設</p> <p>ク～サ [略]</p> <p>(5) [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>   |   |

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。